

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、もって株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等当社に係る全てのステークホルダーの利益に資することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的としています。

取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを定めたコーポレートガバナンス・ガイドライン(以下「ガイドライン」)を制定しました。詳しくは当社ウェブサイトのこちらをご参照ください。

[http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/governance/pdf/corporate\\_governance\\_guidelines.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/governance/pdf/corporate_governance_guidelines.pdf)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-2 株主総会における権利行使】

例年、株主総会開催日から3週間以上前に招集通知を発送しておりましたが、今般の会計問題の影響により、2015年度の株主総会においては招集通知の正確性の確保を最優先した結果、早期発送できませんでした。今後は、ガイドライン第8条第2項のとおり早期発送に努めてまいります。

#### 【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の今後の指針となる中期の経営方針を新経営体制の下で今後策定し、公表する予定です。収益計画や資本政策の基本的な方針等については、この経営方針に盛り込んで説明する予定です。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、当社は、これまでガイドライン第9条第1項に規定する保有方針と同様の方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施しておりましたが、取締役会への詳細報告等は実施していませんでした。今後、当社は、保有する主要な政策保有株式に関して、毎年、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、同項に規定する保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施します。

#### 【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

#### 【補充原則2-2-1 会社の行動準則の策定・実践】

当社は、取締役会で東芝グループ行動基準を審議・策定し、グループの役員に周知するとともに、毎年、無作為抽出の当社従業員に対する東芝グループ行動基準の遵守状況等についてのアンケート調査、全従業員に対する意識調査を実施しておりました。また、定期的に、取締役会において担当執行役がアンケート及び意識調査の結果について報告し、取締役会は定期的にレビューを行っておりました。しかしながら、今般の会計問題の発生を防止することができなかったため、執行側に新たな組織を設置して企業風土の変革、業務プロセスの改善・効率化を図るとともに、経営トップを含む経営幹部には意識改革研修を、従業員には会計コンプライアンスについての実効性を高めるための役職・業務内容に応じた階層別・職能別教育をそれぞれ実施し、今後も継続的に実施することによって、取締役会は、より実質的に東芝グループ行動基準が遵守されるよう監督してまいります。

#### 【原則3-1(i) 情報開示の充実】

#### 【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】

経営戦略、経営計画については、例年、年度決算発表後に経営方針説明会を開催し、当社グループの経営戦略や経営計画を開示し、説明しておりましたが、今般の会計問題の発生を受け、現在のところ、2015年度は開催できておりません。策定し次第、経営方針説明会を開催し説明する予定です。

#### 【原則3-1(v) 情報開示の充実】

社外取締役・非業務執行取締役候補者の選任理由につきましては、「臨時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」18頁に記載しておりますので、ご参照ください。

[http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015\\_conv.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015_conv.pdf)

社外取締役・非業務執行取締役候補者以外の取締役候補者につきましても、今後、「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」等において当該候補者の選任理由を開示する予定です。

#### 【補充原則3-2-1 会計監査人】

監査委員会は、独自の会計監査人の評価基準に基づき、これまで会計監査人の選任・再任の可否について判断してまいりました。今般の会計問題を受け、会計監査人の再任の可否を検討するとともに、当該評価基準の見直しを行っています。なお、会計監査人に求められる独立性・専門性については、これまで、それらに係る説明を会計監査人から受け、確認を行ってまいりましたが、今後も会計監査人としての知見を有する社外監査委員による評価等を通じ、検証してまいります。

#### 【補充原則3-2-2 会計監査人】

会計監査人と監査委員会・社外取締役との間で、定例・臨時会議等を設定し、連携の確保に努めてまいりましたが、今般の会計問題を受け、今後、会計監査人と内部監査部門との連携を強化すべく、検討を行っております。なお、会計監査人の監査時間、社長・財務部担当執行役へのアクセス、問題点等の指摘があった場合の対応体制は、これまでも確保してきておりますが、更なる充実を目指してまいります。

#### 【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会又はエグゼクティブセッション(取締役評議会)において、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論をしておりますが、現時点では、経営戦略や経営計画の策定ができていません。策定し次第、経営方針説明会を開催し説明する予定です。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、ガイドライン第16条第1項第5号のとおり、執行役社長の後継者計画を策定し、同条第4項のとおり、上級管理職による執行役社長評価(信任投票)を実施してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

現在、中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、経営トップに対して、合理的、実現可能な長期経営計画策定の動機付けをするため、中長期的な業績と連動する報酬割合を増加するなど、中長期的な企業価値に立脚し、持続的な成長に向けたインセンティブを含む新たな役員報酬制度の検討を行っております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4-3-2 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会はリスク・コンプライアンスマネジメント基本規程を制定し、リスク管理体制を整備してまいりました。具体的には、法令違反等コンプライアンスに係るリスクに対しては、CRO※及び関連スタッフ部門で構成するリスク・コンプライアンス委員会を中心に、常時リスク・コンプライアンス情報の収集・分析・評価を行い、これに基づく基本戦略・計画の立案、施策の実行状況フォロー等を通じて、グループでリスクの発生予防、対策実施、再発防止を徹底する仕組みを導入してまいりました。また、取締役会は、CROから定期的に報告を受け、リスク管理体制の運用状況の監督を行っております。しかしながら、今般の会計問題の発生を防止することができなかったため、このような仕組みに加えて、経営トップも含めた意識改革研修・コンプライアンス教育の継続実施等により、自主的にリスクの芽を摘むように努めていきます。

※ Chief Risk Compliance Management Officer

また、当社は、財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムの構築を行ってまいりましたが、経営トップらの行為により、財務報告に係る内部統制システムの一部が無効化され、その結果、監査委員会を含む取締役会によるモニタリング機能、内部監査機能、全社スタッフ部門による牽制機能等も十分に働かなかつたことが、今回の会計問題の大きな原因であったと考えております。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するため、コーポレート・ガバナンス改革、企業風土改革、内部統制強化策、業務プロセス改革を徹底して行い、適切な内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

2015年9月30日の新体制発足から半年後を目途に取締役会の実効性について分析・評価いたします。その結果の概要を開示する予定です。

【補充原則4-12-1 取締役会における審議の活性化】

【原則 4-13 情報入手と支援体制】

当社は、取締役会の審議の活性化を図るべく努めており、また取締役が求める情報の円滑な提供が確保されるように努めていますが、会日に十分先立つ取締役会資料の配布、社外取締役への適時・適切な情報提供等、改善すべき点がありますので、社外取締役の意見を踏まえ改善してまいります。

【原則4-14 取締役・執行役のトレーニング】

各取締役・執行役へのトレーニングの機会の提供・斡旋に係る対応の取締役会による確認は実施しておりません。今後の対応については引き続き検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

ガイドライン第9条(政策保有株式に関する方針)をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

ガイドライン第10条(関連当事者取引等)をご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)経営理念

ガイドライン第4条(経営理念)、当社ウェブサイトをご参照ください。

[http://www.toshiba.co.jp/about/com\\_j.htm](http://www.toshiba.co.jp/about/com_j.htm)

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」及びガイドラインをご参照ください。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

ガイドライン第20条(報酬委員会)、本報告書「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役・執行役報酬関係】をご参照ください。

(iv)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

ガイドライン第16条(指名委員会)、ガイドライン別添<取締役指名基準><執行役選任基準>をご参照ください。

(v)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

社外取締役・非業務執行取締役候補者の選任理由につきましては、「臨時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」18頁に記載しておりますので、ご参照ください。

[http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015\\_conv.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015_conv.pdf)

【補充原則4-1-1取締役会の役割・責務(1)】

ガイドライン第15条(取締役会から執行役への委任事項)をご参照ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

ガイドライン第14条(取締役会)をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

ガイドライン別添<社外取締役の独立性基準>をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

ガイドライン第14条(取締役会)、第16条(指名委員会)をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件】  
「臨時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」12頁～17頁の「重要な兼職の状況」をご参照ください。  
[http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015\\_conv.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsm2015_conv.pdf)

【補充原則4-14-2 取締役・執行役のトレーニング】  
ガイドライン第23条(取締役及び執行役に対するトレーニングの方針)をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】  
ガイドライン第11条(株主等との建設的な対話)をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	202,102,000	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	163,776,218	3.86
東芝持株会	118,166,266	2.79
第一生命保険株式会社	115,159,000	2.72
日本生命保険相互会社	110,352,790	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	60,517,000	1.43
株式会社みずほ銀行	56,343,298	1.33
THE BANK OF YORK MELLON SA/NV 10	56,070,294	1.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	52,800,964	1.25
株式会社三井住友銀行	51,003,170	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社については、その独立性を確保するため、企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項を除き、原則として個別に経営事項について指示することはしていません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	11名

#### 【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
伊丹敬之	学者														
池田弘一	他の会社の出身者														
古田佑紀	弁護士														
小林喜光	他の会社の出身者														
佐藤良二	公認会計士														
前田新造	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
伊丹敬之	○		○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 東京理科大学イノベーション研究科教授 JFEホールディングス(株)社外監査役 (株)商船三井社外監査役	経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。 同氏は、東京理科大学イノベーション研究科の教授及びJFEホールディングス(株)の社外監査役等を務めておりますが、いずれの兼職先においても業務執行に携わっておりません。そのため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。 また、同氏は当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けておりません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生

						<p>じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>
池田弘一	○	○		○	<p>同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 アサヒグループホールディングス(株)相談役 (株)小松製作所社外取締役 住友化学(株)社外取締役 公益財団法人全国法人会総連合会長 一般社団法人東京法人会連合会会長</p>	<p>経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。 また、同氏は、社外取締役に就任するまでの間に経営刷新委員会のメンバーとしてごく少額の報酬を受け取るほか、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けることはありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>
古田佑紀		○	○	○	<p>同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 神奈川大学大学院法務研究科特任教授</p>	<p>法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。 また、同氏は、社外取締役に就任するまでの間に経営刷新委員会のメンバーとしてごく少額の報酬を受け取るほか、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けることはありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>
小林喜光	○	○		○	<p>同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長 三菱化学(株)取締役会長 (株)地球快適化インスティテュート取締役会長 公益社団法人経済同友会代表幹事 一般社団法人産業競争力懇談会理事長 一般社団法人日本化学工業協会会長</p>	<p>経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。 また、同氏は、社外取締役に就任するまでの間に経営刷新委員会のメンバーとしてごく少額の報酬を受け取るほか、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けることはありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>
佐藤良二	○		○	○	<p>同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。</p>	<p>公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。 また、同氏は、社外取締役に就任するまでの間に経営刷新委員会のメンバーとしてごく少額の報酬を受け取るほか、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けることはありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>
前田新造	○	○		○	<p>同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 (株)資生堂相談役 ユアサ商事(株)社外取締役 学校法人資生堂学園理事長 公益財団法人東京観光財団理事長 東京商工会議所副会頭</p>	<p>経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。 また、同氏は、社外取締役に就任するまでの間に経営刷新委員会のメンバーとしてごく少額の報酬を受け取るほか、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けることはありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しました。</p>

## 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	0	5	社外取締役
報酬委員会	5	0	1	4	社外取締役
監査委員会	4	0	1	3	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 33名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無	
		指名委員	報酬委員		
室町正志	あり	あり	×	×	なし
志賀重範	あり	なし	×	×	なし
成毛康雄	あり	なし	×	×	なし
綱川智	あり	あり	×	×	なし
牛尾文昭	あり	あり	×	×	なし
西田直人	なし	なし	×	×	なし
前川治	なし	なし	×	×	なし
竹中直紀	なし	なし	×	×	なし
平田政善	あり	あり	×	×	なし
豊原正恭	なし	なし	×	×	なし
錦織弘信	なし	なし	×	×	なし
秋葉慎一郎	なし	なし	×	×	なし
横田岳志	なし	なし	×	×	なし
油谷好浩	なし	なし	×	×	なし
風尾幸彦	なし	なし	×	×	なし
森誠一	なし	なし	×	×	なし
斉藤史郎	なし	なし	×	×	なし
大谷文夫	なし	なし	×	×	なし
各務正一	なし	なし	×	×	なし
岡村潔	なし	なし	×	×	なし
安達竹美	なし	なし	×	×	なし
下辻成佳	なし	なし	×	×	なし
栗原洋	なし	なし	×	×	なし
橋本紀晃	なし	なし	×	×	なし
村戸英仁	なし	なし	×	×	なし
早坂伸夫	なし	なし	×	×	なし
原園浩一	なし	なし	×	×	なし
長谷川功宏	なし	なし	×	×	なし
櫻井直哉	なし	なし	×	×	なし
平田一郎	なし	なし	×	×	なし
瀧口登志夫	なし	なし	×	×	なし
横溝英樹	なし	なし	×	×	なし
大塚仁	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、10名程度で構成される監査委員会室を置いています。監査委員会室の所属従業員の執行役社長を中心とする執行サイドの執行役からの独立性を確保するため、当該従業員の人事については、監査委員会と事前協議を行うこととしています。また、監査委員会室自体が情報徴収、調査権を監査委員会の指示に基づき実行できる体制を整え、監査委員会室に執行役社長から独立した立場の担当執行役を配置して、この体制を担保しています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

執行役社長の直轄組織であった経営監査部を廃止し、監査委員会の直轄組織である内部監査部を2015年9月30日付で設置しました。今後、内部監査部の部員が常にカンパニーの重要な経営情報にアクセスできる体制としカンパニーの運営状況を日常的にモニタリングすることで、カンパニーに対する監査体制を強化します。また、内部監査部門の人員を増強するとともに、監査委員会、会計監査人との連携を強化することで会計監査、内部統制監査、適法性監査等の各種監査機能を強化していく計画です。

【独立役員関係】

独立役員の数 6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定し、届出を行っています。

### 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。

職務報酬の40%ないし45%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍までの範囲で変動させます。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

（個別の執行役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

#### 該当項目に関する補足説明

2014年度に係る報酬額は以下のとおりです。

取締役報酬は16名に対するもの338百万円、社外取締役5名に対するもの62百万円です。

執行役報酬は41名に対するもの1,265百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会の定める執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は以下のとおりです。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であることから、取締役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させることを主眼に決定することを基本方針としています。

執行役の職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、執行役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

ア. 取締役に対する報酬

・執行役を兼務しない取締役の報酬については、常勤、非常勤の別、取締役の職務の内容に応じた額を固定報酬として支給します。

・執行役を兼務する取締役に対しては、イ. に定める執行役に対する報酬のほか、取締役固定報酬を支給します。

イ. 執行役に対する報酬

・執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。

・職務報酬の40%ないし45%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍までの範囲で変動させます。

ウ. 水準について

・優秀な経営人材を確保し、グローバル企業に相応しい報酬水準を決定します。具体的決定に当たっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準をも勘案しています。

### 【社外取締役のサポート体制】

監査委員である社外取締役3名に対して、専任の監査委員会室スタッフがサポートしています。また、指名委員、報酬委員である社外取締役に対して、担当のスタッフ等が必要に応じサポートしています。

これに加えて、社外取締役6名に対して、担当のスタッフ等が取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)業務執行について

当社は指名委員会等設置会社であり、業務執行事項の決定については法定事項や企業価値、株主利益に著しい影響を及ぼす事項等を除き、取締役会から執行役に権限委譲が行われ、取締役会は監督機能に徹することとしています。

執行役に権限委譲された業務執行事項のうち、最重要事項については執行役社長がコーポレート経営会議等で決定し、他の事項は社内カンパ

ニー社長等がカンパニー経営会議等で決定しています。コーポレート経営会議は、原則として毎週1回開催されています。

#### (2) 監査・監督について

取締役会は、執行役が企業価値を最大化させるよう、また、コンプライアンスに徹しながら効率的な経営を行うよう動機付けを行うとともに、執行役の職務の執行を監督しています。

監査委員会の委員は、佐藤取締役、野田取締役、伊丹取締役、古田取締役の4名で、社外取締役である佐藤取締役が委員長を務めています。監査委員会は、取締役の職務執行の監査とともに、執行役、経営幹部のヒヤリング、内部監査部からの監査結果報告、巡回ヒヤリング等を通じて、経営の効率性及び適法性の観点から執行役の職務執行を監査しています。

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、2014年度決算に関し当社の会計監査を行った指定有限責任社員、業務執行社員である公認会計士は、中村雅一、濱尾宏、腰原茂弘、吉田靖、谷淵将人の5氏で、独立の立場から会計に関する意見表明を行っています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士194名、その他111名です。

#### (3) 取締役候補者の指名について

取締役候補者は指名委員会が決定しています。

指名委員会の委員は小林取締役、伊丹取締役、池田取締役、佐藤取締役、前田取締役の5名で、社外取締役である小林取締役が委員長を務めています。

指名委員会は、取締役選解任議案を決定するほか、当社独自の設計として、執行役社長の選定解職議案の策定、各委員会を構成する委員の選定解職議案の策定も行っています。指名委員会の事務局は人事・総務部担当執行役で、法務部担当執行役がこれを補佐しています。

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとします。

ア. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること

イ. 遵法精神に富んでいること

ウ. 業務遂行上健康面で支障の無いこと

エ. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること

オ. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係が無いこと

カ. 社外取締役にあっては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

#### (4) 報酬決定について

取締役及び執行役(以下「執行役等」といいます。)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び執行役等の個人別の報酬等は、報酬委員会が決定しています。

報酬委員会の委員は、古田取締役、野田取締役、池田取締役、小林取締役、前田取締役の5名で、社外取締役である古田取締役が委員長を務めています。報酬委員会の事務局は、人事・総務部担当執行役で、法務部担当執行役がこれを補佐しています。

#### (5) 執行役等の選任状況

ア. 取締役(11名) 社内取締役4名／非業務執行取締役1名／社外取締役6名、男性10名／女性1名

イ. 執行役(33名) 男性33名／女性0名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

#### (1) 現状の体制を選択している理由

当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としています。この方針等の下、1998年に執行役員制度を導入して取締役会の少人数化、活性化を図り、2000年には任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、2001年には社外取締役を3名体制とし取締役の任期も1年に短縮するなどの経営改革を行ってきましたが、委員会等設置会社制度導入が認められた2003年には経営の効率性、透明性の一層の向上を図るため、株主総会決議を経て委員会等設置会社(現在の指名委員会等設置会社)に移行しています。

当社は、指名委員会等設置会社として、経営の基本方針等の決定及び監督の機能(取締役会、各委員会)と業務執行の機能(執行役)とを分離することにより、経営の監督機能の強化、透明性の向上を図るとともに、経営の機動性の向上を目指しています。

#### (2) 社外取締役の役割・機能について

社外取締役も取締役会の一員として執行役等の職務の執行の監督機能を担っていますが、これに加えて社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員として、株主総会に提出する取締役の選解任議案の内容の決定、執行役等の職務執行の監督、執行役等の個人別の報酬等の内容の決定を行っています。また、本来取締役会で決定するのが一般的な重要事項の一部を、各委員会で決定する仕組みであるため、透明性も高くなっています。指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員長は社外取締役が務めています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、株主総会開催日の3週間以上前に発送することとしていますが、2015年6月及び9月に開催した株主総会につきましては、2週間前の発送となりました。なお、株主様へ早期に情報をご提供する観点から、招集通知の発送日より前に、いずれも当社ウェブサイトにおいて、招集通知を開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日より早い日程で株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものも含む。)を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主向けに、株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトにおいて、招集通知、事業報告を英文で掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しています。 <a href="http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/governance/disclosure.htm">http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/governance/disclosure.htm</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算説明会や経営方針説明会など開催する説明会には、個人投資家向けを考慮した動画配信を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表日に説明会を開催しています。決算以外にも個別事業についての説明会や、工場見学会を実施しています。また、国内大株主を中心に年2回以上社長以下の執行役が訪問しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長以下の執行役が欧米・アジアの海外大株主を中心に訪問し、事業活動や経営方針について説明しています。国内で開催されるカンファレンスにも参加し、海外投資家とのコミュニケーションに努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	公平かつタイムリーに企業情報を開示するためIRホームページの充実を図っております。日興アイアール(株)「2015年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」で総合14位を受賞、大和インベスター・リレーションズ(株)「2015年インターネットIR表彰」で優秀賞を受賞、モーニングスター(株)「ゴメス・IRサイト総合ランキング2015」で優秀企業・銀賞を受賞しました。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当5名が従事しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	お客様、株主、調達取引先、地域社会などさまざまなステークホルダーの期待に応え、グローバル・スタンダードに即したCSR経営の実践を図るため、社内組織として、CSR経営推進室を設置し、東芝グループにおけるCSR活動を推進しています。毎年CSRレポートを発行し、環境、コンプライアンス、お客様満足、社会貢献などの活動について情報開示とステークホルダーとのコミュニケーションに努めています。 <a href="http://www.toshiba.co.jp/csr/">http://www.toshiba.co.jp/csr/</a>
その他	<ダイバーシティの推進について> 当社グループは、多様な個性を持つ従業員たちが、それぞれの力を十分に発揮することが、イノベーションを創出し、企業の成長につながると思え、ダイバーシティ(多様性)の推進を「経営戦略」と位置づけ、経営トップから社内外に向けてダイバーシティに関わるメッセージを発信しています。 2013年度には、「多様な人材の積極的育成・活用」を経営方針の一つに明記し、

「経営刷新推進部 企業風土刷新・多様性推進担当」のもと、人財計画、人財開発に取り組むとともに、ダイバーシティ推進活動を加速しています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下に記載する取締役会決議に基づき、内部統制システムを具体的に整備するとともに、当社子会社に対して大会社、非大会社の別、国内、海外の別を問わず、当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うことを義務付けることとしています。

#### 1. 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

##### (1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
- イ. 当社の取締役会は、内部監査部長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。
- ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。
- エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。
- オ. 当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
- カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。

##### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

- イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社のChief Risk・Compliance Management Officer(以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
- イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

##### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

- イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に監査、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

- ウ. 当社の執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

- エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

- オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。

- カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

##### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

- イ. 当社のCROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

- ウ. 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。

##### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。

- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。

- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。

- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。

- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。

- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

#### 2. 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

##### (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに監査委員会室長を執行役とし、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

##### (2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。

##### (3) 監査委員会への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役、執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。

- イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる「東芝グループ監査役ホットライン」を設置する。

- ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役職員又は国内の子会社の役職員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる「監査委員会ホットライン」を設置する。

- エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

##### (4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会に報告をした当社グループの役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委

- 員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。
- (5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。
- (6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
- ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。
- エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 担当執行役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
- カ. 内部監査部長を執行役とし、監査委員会は、内部監査部長の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。
- キ. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2006年6月に取締役会決議により「東芝グループ行動基準」を改定し反社会的勢力による事業活動関与の拒絶を明記するとともに、これに基づき管理体制を以下のとおり構築し、健全な会社経営の確立を図っています。

### 1. 統制環境の整備

当社は、1997年に発生した総会屋への利益供与事件（いわゆる「海の家事件」）を契機として、総会屋をはじめとする反社会的勢力との絶縁について当社取締役会（1997年11月）で決議するとともに、当社社長名で当時関係のあった反社会的勢力と目される者約700社に絶縁状を送付いたしました。また、反社会的勢力対応の専門部署として当社リスクマネジメント部に担当部門を設置し、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への対応を支援しています。

また、当社は反社会的勢力との関係の遮断をより一層確実なものにすることを目的として、2006年7月以降、「東芝グループ行動基準」を改定し反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、当社の標準契約書に同様の条項を追加する等種々の施策を実施いたしました。

### 2. リスク評価の徹底

当社は、「東芝グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、当社における反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしています。

当社では、全従業員に「東芝グループ行動基準」の冊子を配布し、遵守する旨の誓約書を取得するとともに、教育を全従業員に継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底させています。

### 3. 統制活動の推進

当社では、反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、全従業員への教育を実施するとともに、反社会的勢力への対応要領を整備する等、全従業員への啓発活動を推進しています。また、「東芝グループ行動基準」違反者に対する懲戒処分を規定し、同基準の遵守の徹底を図っています。

### 4. 情報伝達の明確化

当社は、社内規程を制定し、社内体制及び反社会的勢力への対応方針を明確化するとともに、担当部署が関係情報の収集・伝達を行い、社内での周知徹底を図っています。また、警察、顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め情報伝達を円滑にすることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しています。

### 5. 監視活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を管理する責任者としてCRO (Chief Risk - Compliance Management Officer)を設置しています。

### 6. 外部との緊密な関係構築

当社は、警察及び顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め、必要となる情報を交換する等、関係の緊密化を図っています。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策(いわゆる買収防衛策)を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、当該対応策を更新しないことといたしました。

なお、当該対応策終了後も弊社株式の大規模買付を行うとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### (1)コーポレート・ガバナンス委員会について

コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、副社長を委員長として当社及びその子会社からなる当社グループ全体の内部統制システムの構築、経営の効率化、ガバナンスのあり方等の検討を行っています。

### (2)適時開示体制について

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、東芝グループ行動基準において、「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します。」と定め、これをグループの基本方針としています。また、2003年10月1日に適時開示手続規程を制定し、適時開示に関する具体的な業務分担を定めています。

決定事実及び発生事実については、適時開示情報となり得る会社情報を有する部門が、本社部門(コーポレート)については法務部、各事業部門(カンパニー)については各カンパニーの法務部門、子会社については所管部門の法務部門に事前に連絡することとしています。その連絡を受けて、法務部又はカンパニーの法務部門(以下、総称して「法務部門」といいます。)が適時開示の要否を確認し、広報・IR室(広報・IR室長は情報取扱責任者です。)と連携して適時開示を行うこととしています。

当社の重要事項はコーポレート、各カンパニーにおいて経営会議又は経営決定書により決定されますが、法務部門はコーポレート、各カンパニーの経営会議に出席するとともに、経営決定書の進達管理を行っているため、決定事実に関する情報を直接入手できる体制となっています。また、法務部門長は、コーポレート、各カンパニーのリスク・コンプライアンス委員会のメンバーとなっており、重大なリスクに関する発生事実についての情報も直接入手できる体制となっています。このように、関係部門から法務部門への事前の情報提供がなかった場合でも、法務部門でその情報を探知できるような体制を整えています。

業績等については、財務部、広報・IR室及び法務部が共同して決算短信等の開示書類を作成し、財務部担当執行役の了承を得た上で、取締役会において決議又は報告し、公表しています。また、可能な限り早期に決算発表を行うべく最善の努力を払っています。業績予想(配当予想を含む。)については、決算(四半期を含む。)の確定過程において、財務部でその変更に係る開示の要否を適宜検証しています。上記を含め、業績予想の変更に係る開示が必要となることが明らかになった場合は随時財務部から広報・IR室及び法務部に連絡することとしています。その上で、決算短信等と同様の体制で公表しています。

上場子会社(東芝テック株式会社、東芝プラントシステム株式会社、西芝電機株式会社、株式会社ニューフレアテクノロジー、国際チャート株式会社)に対しては、当社と同等の適時開示体制を確立するよう要請しており、上場子会社の適時開示事項であって、当社の適時開示事項にも該当するものについては、当社と連携して公表することとしています。

なお、当社は、インサイダー取引防止規程に基づき、関係部門長、執行役から株券等売買、情報管理に関する包括的な誓約書を取得し、その他の従業員等からは、個別の案件毎に誓約書を取得しています。また、随時インサイダー取引規制に関する教育を行うとともに、法務部門に会社情報適時開示ガイドブックを備置するなど、インサイダー取引規制と適時開示の周知徹底に努めています。

以上のように、複数の部門がそれぞれの立場で作成、検証することにより、権限の分担を明確化するとともに、内部牽制機能を充実させ、内容の適正さを確保することとしています。また、各関係部門と法務部門とで二重に確認することにより、確実な適時開示を行うよう最大限努めています。

上記に加え、当社は「リスク相談ホットライン」を設け、法令違反の疑いのある行為(会計に係るものを含む。)について、誰でも法務部又は社外弁護士に直接情報提供できる仕組みを整備しています。